

屋外広告物基準 他自治体比較表

自治体	区域	アドバルーン 面積	電柱・街灯柱を利用するもの						自動車の外面を利用するもの 面積
			塗付・巻付け		突出				
			設置高	縦	設置高	出幅	縦	横	
古賀市	①②	—	1.2m以上	1.8m以下	道路上4.5m以上 歩道上2.5m以上	0.8m以内	1.5m以内	0.8m以内	定期路線バスの 側面毎5㎡以内 後面0.5㎡以内 窓面（側面及び後面毎）30%以内
福岡県	①②	—	1.2m以上	1.8m以下	道路上4.5m以上 歩道上2.5m以上	0.8m以内	1.5m以内	0.8m以内	定期路線バスの 側面左右毎5㎡以内 後面0.5㎡以内 窓面（側面、後面毎）30%以内
福津市	①②	1個(1敷地)	1.2m以上	1.8m以下	道路上4.5m以上 歩道上2.5m以上	0.8m以内	1.5m以内	0.8m以内	定期路線バスの 側面左右毎5㎡以内 後面0.5㎡以内 窓面（側面、後面毎）30%以内
宗像市	①②	1個(1敷地)	1.2m以上	1.8m以下	道路上4.5m以上 歩道上2.5m以上	0.8m以内	1.5m以内	0.8m以内	定期路線バスの 側面左右毎5㎡以内 後面0.5㎡以内 窓面（側面、後面毎）30%以内
太宰府市	①②	1個(1敷地)	1.2m以上	1.8m以下	道路上4.5m以上 歩道上2.5m以上	0.8m以内	1.5m以内	0.8m以内	定期路線バスの 側面左右毎5㎡以内 後面0.5㎡以内 窓面（側面、後面毎）30%以内
大牟田市	①②	—	1.2m以上	1.8m以下	道路上4.5m以上 歩道上2.5m以上	0.8m以内	1.5m以内	0.8m以内	定期路線バスの 側面左右毎5㎡以内 後面0.5㎡以内 窓面（側面、後面毎）30%以内
中間市	①②	—	1.2m以上	1.8m以下	道路上4.5m以上 歩道上2.5m以上	0.8m以内	1.5m以内	0.8m以内	定期路線バスの 側面左右毎5㎡以内 後面0.5㎡以内 窓面（側面、後面毎）30%以内
久留米市	①②	—	1.2m以上	1.8m以下	道路上4.5m以上 歩道上2.5m以上	0.8m以内	1.5m以内	0.8m以内	定期路線バスの 側面左右毎5㎡以内 後面0.5㎡以内 窓面（側面、後面毎）30%以内
小郡市	①②	1個(1敷地)	1.2m以上	1.8m以下	道路上4.5m以上 歩道上2.5m以上	0.8m以内	1.5m以内	0.8m以内	定期路線バスの 側面左右毎5㎡以内 後面0.5㎡以内 窓面（側面、後面毎）30%以内
北九州市	①②	—	1.2m以上	1.8m以下	道路上4.5m以上 歩道上2.5m以上	0.8m以内	1.5m以内	0.8m以内	定期路線バスの 側面左右毎5㎡以内 後面0.5㎡以内 窓面（側面、後面毎）30%以内

古賀市と同基準

福岡県と同基準

他市基準

地域	主な用途地域等
① 第1種許可地域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、市街化調整区域、特定用途制限地域（田園居住地区）
② 第2種許可地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域 特定用途制限地域（筑紫野古賀線沿線地区）